

2018年9月28日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—上海市政府政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第473号）

中国共産党上海市委員会、上海市人民政府、 対外開放拡大の行動プランを公布 100の措置で新たな段階の対外開放に助力

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国共産党上海市委員会、上海市人民政府は、2018年7月10日に開かれた「上海市におけるさらなる対外開放拡大の推進会議」で、『上海市が国のさらなる対外開放拡大の重要措置を徹底・具現化し、開放型経済の新体制構築を加速する行動方案』（以下『上海100カ条』という）を公布しました。

『上海100カ条』は、今春の博鰲（ボアオ）アジアフォーラムにて習近平国家主席が公表した対外開放拡大の4大措置¹を着実に実行するための同市の行動プランとして、市政府が制定したものです。これら4大措置を軸とした上で、第19回党大会報告における方針やその他関連政策をベースに、上海自由貿易試験区に与えられた改革の全面的な深化という役割の発揮、「5つのセンター」²の建設および機能強化の推進、今まで以上に積極的な戦略的措置の実行を通じ、上海市の都市レベルと核心的競争力を向上させ、全方位での対外開放を目指すとしています。

具体的な内容については、「上海の国際金融センターとしてのさらなるレベル向上」、「より開放されたサービス業と製造業の産業体系の構築」、「知的財産権の保護」、「国際的な輸入促進プラットフォームの構築」、「商環境改善の深化」の5つの方面に及び、計100項目の措置が設けられています。『上海100カ条』では、これまで国が統一して実施している対外開放の関連政策・措置について、その

『上海100カ条』の特徴

- ✓ 内資・外資を問わず、公平で平等な対外開放を実施。産業のみならず、あらゆる方面において対外開放を行う。
- ✓ 質の高い外資を新たに誘致すると同時に、既進出外資に対しても市場開放を実施。
- ✓ システムティックに制定された対外開放措置を展開。具体的なタイムスケジュールを明確にし、実行性を向上。

（「上海市政府による『上海100カ条』関連状況を紹介・解説する記者会見」の内容に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 博鰲（ボアオ）アジアフォーラム開会式における習近平国家主席の基調講演では、今後の対外開放拡大の4つの重要措置として、「大幅な市場参入規制の緩和」、「より良い投資環境の構築」、「知的財産権保護の強化」、「積極的な輸入の拡大」を掲げました。

² 『上海市都市全体計画（1999年～2020年）』では、上海市の都市計画につき、国際的な経済・金融・貿易・水運センターの建設を行うと明確にしています。その後、2014年5月に習近平国家主席が上海視察の際に指示した「上海市における世界的影響力を有する科学技術イノベーションセンター建設の加速」を加え、合わせて「5つのセンター」と呼ばれています。

内容をより具体化・明確化・細分化し、他の都市に先駆けて実行するとしています。また、対外開放の先導役として、上海市ならではの強みと機能を活かした措置や、新たな対外開放措置の先行試行等も組み入れられています。

100項目のうち、9割以上が年内に実現できるとし、すでに正式な通達や法令などが公布され、中央政府の権限に係らないものについては、公布の日より即日展開すると当局関連責任者が説明しています（上海市政府による『上海 100 カ条』関連状況を紹介・解説する記者会見）。

□ 対外開放の重点は金融業、サービス業、製造業に係る外資参入規制の緩和

上海市は、2013年9月に全国初の自由貿易試験区を発足して以来、金融業をはじめ、あらゆる分野において、対外開放政策の先行試行やストレステストを実施してきており、その他の自由貿易試験区、さらには全国へ複製・普及することのできる政策・措置や経験を数多く蓄積してきました。

金融業について、今回の『上海 100 カ条』では、上海自由貿易試験区の「試験田」機能を引き続き発揮し、対外開放と国際協力に一段と注力することで、上海市の国際金融センターとしてのレベル向上を目指しています。まず、2018年4月

公布の通達等に基づいた銀行業、保険業、証券業に係る外資参入規制の緩和³について、『上海 100 カ条』ではそれら措置を繰り返し強調したうえ、保険業に対しては、全国よりも一足早い対外開放のスケジュールを設定し、一部措置を先行的に試行するとしています。このほか、中国外貨取引センターや上海国際エネルギー取引センター等に代表される金融取引市場発展の促進措置、自由貿易口座の利用範囲と機能の拡大措置等、上海独自の市場優位性と上海自由貿易試験区の機能を強く打ち出す措置も挙げられています（図表 1 を参照）。

一方、サービス業と製造業について、『上海 100 カ条』では今年7月末

【図表 1】金融分野の関連措置（一部抜粋）

10. 外資による保険代理と査定業務経営の支持
11. 外資保険会社の設立に係る制限条件の緩和
13. 3年以内に、人保険に係る合併会社の外資持分比率制限を撤廃するよう努める^{注1}
15. 「一帯一路」再保険業務推進、上海保険取引所発展の加速
16. オフショア保険業務の発展
18. 上海の証券市場に係る株式発行・新規株式公開等の規則の改定・改善
19. 「滬港通（上海・香港ストックコネクト）」の1日あたり取引枠の拡大、「滬倫通（上海・ロンドンストックコネクト）」の年内開通
27. 自由貿易口座の利用を上海市および長江デルタ・長江経済ベルトの自由貿易試験区へ複製・普及
29. 自由貿易口座を通じた国外貸付^{注2}の先行試行
31. 「陸家嘴フォーラム」の機能強化
32. 世界中の国際金融センター都市との交流・協力の強化

注1 中国銀行保険監督管理委員会が2018年4月27日に公布した『銀行保険監督管理委員会による銀行業と保険業に係る対外開放措置実現の加速』では、外資の人保険に係る会社に対し、3年後以降は制限を設けないとしています。

注2 自由貿易口座を通じた国外貸付については、現在詳細の規定や実施細則等が公布されておらず、今後の当局の動きが注目されています。（『上海 100 カ条』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

³ 銀行業および保険業に係る外資参入規制の緩和については、主に2018年4月27日公布の『さらなる外資銀行の市場参入緩和の関連事項についての通達』（銀保監弁発[2018]16号）および『外資保険ブローカー会社の経営範囲開放に関する通達』（銀保監発[2018]19号）に基づくものとなっています。また、翌日に公布された『外商投資証券公司管理弁法』（中国証券監督管理委員会令第140号）では、合併証券会社に対する外資持分比率上限の緩和、業務範囲の拡大等を定めています。

このうち、銀行業に係る外資参入規制の緩和については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第466号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0488-XF-0105.pdf>

より施行の2018年版全国・自由貿易試験区ネガティブリスト⁴を着実に実行していくと同時に、上海市の産業に係る先発優位性も

【図表2】産業分野の関連措置（一部抜粋）

十分に反映し、より開放的な産業体系の構築を目指そうとしています。サービス業に関しては多層的な対外開放措置を設けており、製造業に関しては嘉定区や臨港地区等の産業クラスターをベースに、新エネルギー車等の先進製造業のイノベーションと発展を推進していくとしています。また、再製造業と保税メンテナンス業務の推進およびその監督・管理モデルのイノベーションについても触れており、付加価値の高いエコ産業の発展により、先進製造業の成長をけん引しようとしています（図表2を参照）。

サービス業	33. 外資による投資性会社設立条件の緩和 34. 外商投資の経営性職業技術・能力研修機関に係る参入規制の緩和 35. 付加価値電信業務の適用・実施範囲の拡大 36. 外商投資の建設プロジェクト設計企業に係る市場参入規制の緩和 37. 中国本土と香港・マカオのパートナーシップ共同経営法律事務所の設立範囲の拡大 38. 外商投資の人材仲介機関、認証機関に係る投資側条件の緩和・撤廃 39. 国際船舶輸送、船舶管理企業に係る外資の持分比率制限の緩和 40. 外商独資企業による国際海運貨物積み卸し、コンテナステーション、ヤード業務従事の支持
製造業	41. 外資による新エネルギー車プロジェクトの実行 42. 外資による自動車企業の研究開発センター、高級完成車プロジェクト、中核部品に係る付属プロジェクトの実行 43. 自動車製造業に係る外資持分比率制限等の撤廃 44. 航空エンジンの最終組立、航空機搭載システムと重要部品に係る外資プロジェクトの実行、外資によるメンテナンス業務展開の支持 45. 航空機業界、船舶製造業等に係る外資制限の撤廃 46. 外資による高級船舶設備、重要部品に係るプロジェクト実行の支持 47. 国家輸入ハイエンド設備再製造業示範園區の建設 49. 保税メンテナンス業務展開の支持

（『上海100カ条』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 積極的に輸入を拡大し、全国にサービスを提供するプラットフォームを構築

昨年秋の第19回党大会報告において、習近平国家主席が「対外貿易を拡大し、貿易に係る新たな業態とモデルを育成し、貿易強国の建設を推進する」と強調し、また前述の博鰲（ボアオ）アジアフォーラムにおける基調講演でも掲げたように、積極的な輸入拡大は、中国市場のより一層の対外開放推進および国民経済の活性化にとって不可欠であるといえます。

こうした中、輸入をテーマとした世界初の国家レベルの博覧会として、今年11月に第1回中国国際輸入博覧会が開催されます。本博覧会の開催は中国が積極的に市場を開放するうえでの重要な一歩であり、世界各国・地域の企業の中国市場進出をサポートするプラットフォームとなることが期待されています。博覧会のスムーズな開催を保証し、貿易の利便性を高めるため、税関総署は博覧会に関する通関手続きおよび便宜的措置⁵を公布し、担保方式による展示品通関手続の簡素化等、目新しい措置を打ち出しています。また、開催地の上海市では博覧会を全面的にバックアップするため、「6日+365日」ワンストップ

⁴ 2018年版全国・自由貿易試験区ネガティブリストの詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第470号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0493-XF-0105.pdf>

⁵ 税関総署は2018年6月27日付で『「2018年第1回中国国際輸入博覧会税関通関のお知らせ」および「税関が2018年第1回中国国際輸入博覧会を支持する便宜的措置」の公布に関する公告』（税関総署公告2018年第76号）を公布しました。その詳細（中国語原文）については、右のURLよりダウンロードできます。⇒<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1906335/index.html>

ブ取引サービス・プラットフォーム⁶や「6日+365日」常時展示・取引プラットフォーム等をリリースし、合わせて一連の付属制度と優遇政策を打ち出しています（図表3を参照）。

2011年9月に、全国初の「国家輸入貿易促進イノベーション示範区」を設立した上海市は、上海外高橋保税区内において酒、時計、自動車、建設機械、工作機械、医療機器、バイオメディカル、ヘルスケア製品、化粧品、文化製品を対象とした10の専門貿易プラットフォームを構築しました。『上海100カ条』では、これらの貿易プラット

フォームおよび示範区の専門化されたサービス機能の向上・改善を通じ、長江デルタさらには全国へサービスを提供する商品集散地の構築を目指しています。具体的には、化粧品輸入、宝石取引や輸入車の検査・計測等に係るプラットフォームの発展、越境EC（電子商取引）およびその監督・管理モデルのイノベーション・推進が挙げられています（図表3を参照）。

輸入を促進すると同時に、効率的で便利な貨物・サービスの取引環境を整えていく必要があります。

『上海100カ条』では、「クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト管理モデル」と「輸入貿易スマート通関の新たなモデル」を模索し、監督・管理の規範化およびスマート化を目指としています。また、税関企業登録、電子税関アクセス、コンテナ機器受渡証等のプロセスに係るペーパーレス化の推進、上海の国際貿易単一窓口プラットフォーム⁷への通関と物流機能の追加、積出港税還付対象の拡大、研究・開発用品輸入手続の

【図表3】輸入促進の関連措置（一部抜粋）

輸入博覧会	<p>66. 展示品を事前に届出し、担保の方式で展示品を通関させ、展示後は保税監督管理場所もしくは特殊監督管理区域に結転・搬入して照合消込。展示後の保税地域における年中展示・販売。展示販売企業による税額納付等手続の集中取扱</p> <p>67. 展示品の即売とその場での成約に対する中西部国際展示会の税収優遇政策の適用</p> <p>68. 越境ECに係る「ネットショッピング保税+オフラインにおける商品の受取」モデル試行の展開に努める</p>
輸入貿易専門サービス	<p>69. 保税倉庫保管、貿易・物流、展示販売、サプライチェーン・ファイナンス等の専門的なサービス機能の改善</p> <p>70. 非特殊用途化粧品に係る届出制度改革試行の上海全市への拡大</p> <p>71. 国際ジュエリー貿易の通関便利化のための関税政策の研究</p> <p>72. 浦東国家級公共検査計測認証サービス・プラットフォームにおける輸入車サービスの専門項目設立の推進</p> <p>73. 越境ECのイノベーション・発展の奨励、越境ECの輸入に係る監督・管理モデルのイノベーションの推進</p>
輸入貿易環境	<p>78. 積出港税還付取扱手続の簡素化</p> <p>80. 外資のR&Dセンターに係る研究開発用品輸入手続の簡素化</p> <p>82. 訪中医療滞在ビザ制度構築の模索</p> <p>83. 税関特殊監督管理区における税関遠隔地委託監督・管理の実行</p> <p>84. 港外錨地における保税燃料油給油船舶の出入国手続の簡素化</p>
医薬品・医療機器輸入	<p>85. 国外で発売済みで、且つ国内では批准された同種製品がない抗がん剤新薬について、上海市の指定医療機関における先行的な利用に努める</p> <p>86. 国内では批准された同種製品がない医療機器について、上海における拡張的な利用に努める</p> <p>87. 医療機器登録人制度改革試行の拡大</p> <p>88. 民間医療機関に係る乙類大型医療設備配置届出制度^注の試行</p> <p>90. 医薬品・医療機器通関効率の向上</p>

注 2018年8月4日付で公布された『国務院による上海市浦東新区における一時的な関連行政法規規定実施の調整に関する決定』（国発[2018]29号）により、上海市浦東新区においては一時的に民間医療機関の乙類大型医療設備配置許可証の発行を取りやめることが決定されました。

（『上海100カ条』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁶ 中国国际进口博览会“6天+365天”一站式交易服务平台 (<https://www.e-ciie.com/>)。2018年4月18日にリリースされ、博覧会の期間中（6日間）のみならず、輸入取引サービスを常態化（365日間）し、外国からの参加者や国内外のサプライヤーのためにオンライン・オフラインにて、多チャネルの取引促進および総合的なサービスを提供するワンストップのサービス・プラットフォームです。

⁷ 中国（上海）国际贸易単一窓口 http://www.singlewindow.sh.cn/winxportal/index_sh.jsp

簡素化等、様々な効率化措置が盛り込まれています（図表 3 を参照）。

□ 知的財産権の保護を強化し、法治化され、対外的に開放され、利便性の高い商環境へ改善

経済成長を支えていくためには、質の高い外資の導入のみならず、継続的な商環境の改善が必要となります。『上海 100 カ条』では、商標登録、特許、著作権や「中国製造（Made in China）」のブランドイメージの保護等を含む知的財産権保護の強化、権利侵害に対する賠償制度の改善といった法環境の整備等が図られています。

また、2018 年版ネガティブリストを着実に実行し、上海自由貿易試験区における対外開放のストレステストに一層力を入れていくことについても言及しています。さらに、上海市では行政審査・批准サービス事項の事務効率向上を目指しています。行政サービスの窓口を一本化した「一网通办」ポータルサイト⁸の構築および「証照分離」改革推進のさらなる深化⁹等を着実に進め、企業設立、工事許可の取得、電力の取得、クロスボーダー貿易、財産の登記等の企業に係る行政事項に関しては、事務取扱の平均時間を半分に短縮し、手続のプロセスを平均 40%削減すると明記しています。

*

上海市政府は『上海 100 カ条』の推進を保障するための措置として、①市政府が先頭に立って推進し、各部門間で協力する活動メカニズムの構築、②上海市の特徴を踏まえた対外開放基盤の構築、③政策による支援の強化、の 3 点を設けています。また、7 月 31 日に開かれた中央政治局会議では、2018 年下半期の政策方針について、「改革開放を推進し、有用で効果のある重大改革措置を引き続き研究する。対外開放の拡大、大幅な市場参入規制の緩和に係る重大措置を実行し、「一帯一路」の縦断的・横断的な発展を推進し、初の中国国際輸入博覧会につき入念に準備する」よう求めています。『上海 100 カ条』に挙げられている 100 項目の措置は、まさにこれら一連の政策方針を完全に反映したものとイえるでしょう。今後、上海市は中国改革開放の最前線に立ち、対外開放拡大のけん引役として、絶えず新しい活力をもたらすことが期待されます¹⁰。

『上海 100 カ条』の詳細については、6 ページからの日本語仮訳および 14 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

⁸ 中国上海 一网通办 <http://zwtdt.sh.gov.cn/govPortals/index.do>

⁹ 「証照分離」改革とは工商部門が発行する「営業ライセンス」と各業界の主管部門が発行する「経営許可証」に関する改革で、政府の行政許可事項の効率化および透明性向上などを目的としています。2015 年 12 月に上海市で初めて試行され、2018 年 2 月に国务院の承認回答により、上海市における「証照分離」改革の拡大・推進が実施されました。さらに 2018 年 9 月 12 日の国务院常务会议では、11 月 10 日より上海市で試行された 106 項目の企業関連行政審査・批准事項に対する改革を全国範囲に拡大し、実施することが決定されました。

¹⁰ 『上海 100 カ条』に関連する記事（中国語原文）については、以下の内容をご参考ください。

[把进博会“365 效应”发挥到最大 上海海关等部门相继推出一系列便利化措施（中国上海政府网，2018 年 8 月 27 日）](#)

[上海开放前沿作用凸显（中国上海政府网，2018 年 8 月 23 日）](#)

[从验货到提货一天便能完成 上海钻石进口通关提速（中国上海政府网，2018 年 8 月 23 日）](#)

[中国国际进口博览会三项海关政策实现突破（中国政府网，2018 年 8 月 7 日）](#)

[上海“扩大开放 100 条”已有七成落地 打造全面开放新高地（中国广播网，2018 年 8 月 6 日）](#)

(日本語仮訳)

『上海市が国のさらなる対外開放拡大の重要措置を徹底・具現化し、 開放型経済の新体制構築を加速する行動方案』の政策要点

1、開放・協力に一段と注力し、上海の国際金融センターとしてのレベルを向上させる

(1) 大幅に銀行業に係る外資の市場参入規制を緩和する

1. 上海市における銀行および金融資産管理会社に係る外資持分比率の制限を撤廃し、外国銀行が上海市において同時に分行と銀行子会社を設立することを支持し、外商独資銀行、中外合弁銀行、外国銀行の分行が開業申請を提出するときに、合わせて人民元業務の取扱を申請することを支持する。
2. 商業銀行が上海市において外資持分比率の上限を設けない金融資産投資会社と理財商品運用会社を発起設立することを支持する。
3. 上海市における外商独資銀行、中外合弁銀行、外国銀行の分行が政府債券（外国政府が中国国内において発行する債券を含む）の代理発行、代理換金、引き受け業務を展開することを支持する。
4. 複数の分行を設立している外国銀行に対し、管理行が批准を得て展開している人民元業務、デリバティブ商品取引業務をその他の分行へ拡大することを支持する。外国銀行が中国国内の分行に割り当てる営業運転資金の合算を支持する。
5. 上海市における信託、ファイナンスリース、自動車金融、インターディーラーブローカー、消費金融等の銀行業金融分野への外資導入を奨励する。

(2) 証券業に係る外資の持分比率および業務範囲の制限を緩和する

6. 外資が上海市において証券会社、ファンド運営会社、先物取扱会社を設立することを支持し、外資持分比率の上限を51%まで緩和し、合弁証券会社の国内株主には少なくとも1社の証券会社を含むことを再び要求しない。
7. 証券機関に係る外資持分比率制限の撤廃を加速するよう努める。
8. 合弁証券会社の業務範囲を拡大し、それが委託売買、コンサルティング等の業務に従事することを許可する。

(3) さらに保険業の対外開放を拡大する

9. 外資による保険ブローカー会社の経営範囲を拡大し、保険契約者のための保険加入プランの設定・保険会社の選択・保険加入手続の取扱、被保険者もしくは受取人による賠償請求への協力、再保険ブローキング業務、委託人のための災害防止・損害防止もしくはリスク評価・リスク管理コンサルティング・サービスの提供等の業務を展開することを許可する。
10. 外資が上海市に進出して保険代理と査定業務を経営することを支持し、持分比率については制限を設けない。
11. 外資保険会社の設立に係る制限条件を引き下げ、外資保険会社設立前に事務所を2年

間開設しなければならないとする要求を撤廃する。

12. 外資が人保険に係る合併保険会社を設立することを支持し、外資持分比率の上限を51%まで緩和する。
 13. 3年以内に、人保険の会社に係る外資持分比率の制限を撤廃するよう努める。
 14. 地域性再保険センター、国際航空運輸保険センター、保険資金運用センターの建設を足掛りとし、上海の国際保険センター建設を加速する。
 15. 「一帯一路」再保険業務を重点とし、上海保険取引所発展の加速を支持する。
 16. オフショア保険業務を発展する。
- (4) よりレベルの高い金融市場の対外開放を推進する
17. 上海証券取引所と関連取引所が上海において上海国際取引所交流協力センターと「一帯一路」取引所連合会を設立することを支持し、「一帯一路」建設に対しサービスを提供する。国際金融資産取引プラットフォームの建設を研究・推進する。
 18. 国外の企業と投資家が上海の証券市場に参加することを支持し、株式発行・新規株式公開等のルールを改定・改善し、より多くのイノベーション企業を上海の証券市場において上場させる。
 19. 「滬港通（上海・香港ストックコネクト）」の1日あたり取引枠を拡大する。2018年のうちに「滬倫通（上海・ロンドンストックコネクト）」を開通するよう努める。
 20. 銀行カード清算機関とノンバンク決済機関に係る市場参入の規制を緩和し、外資による金融サービス会社が信用格付けサービスを展開する際の制限を緩和する。
 21. さらにインターバンク外貨市場の国外参加主体を充実させ、インターバンク債券市場の国外投資家の数を増やし、パンダ債の規模を拡大する。
 22. 市場化のルールに沿って設計された商品を充実させ、保管・取引・清算・決済サービスを改善し、一流のインフラ施設で各種の政府債、企業債が上海の金融市場において発行、取引するよう誘致する。
 23. 上海市における外資銀行がインターバンク債券市場の引き受け業務に参加することを支持し、市場評価の方式を通じてB類の主幹事資格を取得する。中国外貨取引センターが世界において人民元商品取引の主なプラットフォームおよびプライシングセンターとして発展するよう推進する。
 24. 適格国内投資有限責任組合（QDLP）の試行を拡大し、外資機関の参加を支持する。
 25. 上海国際エネルギー取引センターの発展を加速し、より多くの取引品目を打ち出し、より多くの国外投資家、仲介機関等が上海先物市場の取引に参加することを支持し、上海自贸试验区において国外機関が先物取引所のメンバーになることを許可するよう努める。
 26. コモディティの現物市場において貨物引換証取引、予約取引および信用状決済等の試行を展開することを支持し、先物・現物による連動発展を研究・推進する。
- (5) 自由貿易口座の機能と利用範囲を拡大する

27. 自由貿易口座を上海市において一定の条件を有し、ニーズのある企業および長江デルタと長江経済ベルトの自貿試験区に複製・普及する。
 28. リスクコントロール可能であることを前提に、保険機関が自由貿易口座を利用したクロスボーダー再保険や資金運用等の業務展開にさらなる便宜を提供する。
 29. 自由貿易口座を通じた国外貸付に対し先行的に試行をし、試行地域において国際市場の貸付ルールと一致する管理の要求を採用する。
 30. 国外投資家が自由貿易口座等を通じ、金融市場で取引活動に従事することを支持する。
- (6) 国際金融センターに係る高精度の宣伝・紹介を強化する
31. 陸家嘴フォーラムを確実に開催し、金融分野において国際的に知名度が高く、ハイレベルな対話プラットフォームを構築する。政策の宣伝を強化し、高精度のセールスを確実にやり、積極的に訪問サービスをし、外資の上海進出を誘致し、保障サービスを確実にやる。
 32. 上海とロンドン、ニューヨーク、香港、シンガポール等の国際金融センター都市および「一帯一路」沿線国と地域の主要な金融センター都市との交流を強化し、上海・香港、上海・マカオ、上海・台湾等の金融協力を深化する。

2、より開放された現代型サービス業と先進製造業の産業体系を構築する

- (7) さらにサービス業における市場参入の規制を緩和する
33. 外商が投資性会社を設立する条件を緩和し、設立申請前年の外国投資家の資産総額について2億ドルを下回らないことに引き下げ、外国投資家が中国国内においてすでに設立した外商投資企業の数について5社以上に引き下げる。
 34. さらに外商投資の経営性職業技術・能力研修機関等に係る参入規制を緩和する。
 35. 上海自貿試験区の従来の範囲内で開放した付加価値電信業務を拡大区域の範囲において適用させ、合わせてさらに実施範囲を拡大するよう努める。積極的にスムーズな国際通信設備の建設を推進し、上海市をアジア太平洋地域における重要な情報ハブにするよう努める。ビッグデータ・リソースに係る取引を模索・推進する。
 36. 外商投資の建設プロジェクト設計企業に係る外国籍技術者比率の要求を撤廃する。職業資格に関する参入要求のない業務に対し、条件に合致する外国籍人員が当市で就業し、工事のコンサルティング・サービスを提供することを許可する。
 37. 中国本土と香港・マカオのパートナーシップ共同経営法律事務所の設立範囲を拡大する。
 38. さらに外商投資の人材仲介機関、認証機関に係る投資側条件の制限を緩和もしくは撤廃する。
 39. 国際船舶輸送、船舶管理企業に係る外資持分比率の制限を緩和する。
 40. 外商独資企業が国際海運貨物積み卸し、コンテナステーションおよびヤード業務に従事することを支持する。

- (8) 自動車、航空機、船舶産業に係る対外開放の実施を加速する
41. 外資が先進製造業に投資することを奨励し、外資による新エネルギー車プロジェクトが実行するよう努める。
 42. 嘉定、臨港等の自動車産業クラスターに依拠し、国際的に知名度の高い外資の自動車企業による研究・開発センターおよび高級完成車プロジェクトの建設を誘致し、高性能の電機、バッテリー、電子制御等の中核部品に係る付属プロジェクトが実行することを支持する。
 43. 国の計画に基づき、自動車製造業界に係る外資の持分比率および完成車工場に係る合弁の数等の制限撤廃を加速する。
 44. 航空産業における対外的な協力・開放を支持し、航空エンジンの最終組立、航空機搭載システムと重要部品に係る外資プロジェクトの実行を誘致し、外資が上海市に進出し航空機完成品の整備と部品・付属品の整備業務を展開することを支持し、人材、技術、管理に係る協力・交流を強化する。
 45. 航空機業界に係る外資の制限を撤廃する。これには幹線航空機、非幹線航空機、汎用航空機、ヘリコプター、無人航空機、軽航空機等が含まれる。船舶の設計、製造、修理等のプロセスに係る外資の制限を撤廃する。
 46. 外資が豪華クルーズ船等の高度な船舶製造、船舶設計・研究・開発等の商流に係る高度なプロセスを発展させることを支持し、外資による高級船舶設備、重要部品に係るプロジェクトの実行を支持する。
- (9) 高度でグリーンな輸入再製造とグローバル・メンテナンス業務をイノベーション・発展する
47. 積極的に国家輸入ハイエンド設備再製造産業示範園區を建設するよう努め、管理モデルを改善し、国際的な循環型経済発展への参与レベルを向上させる。
 48. 企業の自社生産設備に係るメンテナンス、再製造サービスを拡大し、輸出製品のアフターサービス体系の構築を加速する。
 49. 税関特殊監督管理区の区域内における保税メンテナンス業務の展開をベースに、さらに条件が備わる税関特殊監督管理区の区域外の企業が高付加価値で、ハイテクで、無公害製品に係る保税メンテナンス業務を展開することを支持し、企業グループを1つの単位とした保税メンテナンス監督・管理の新たなモデルを実施する。

3、開放的で共有でき、内外で連動する基準の高い知的財産権保護の核心地域を構築する

- (10) 司法による保護が主導し、行政による保護が協働する知的財産権保護メカニズムを強化する
50. 知的財産権への司法保護を厳格化し、法に基づき知的財産権の侵害に対する懲罰的賠償の法律規定を適用する。
 51. 知的財産権に係る民事・行政・刑事「三合一」の審判メカニズムの改革を推進し、犯

罪認定の基準を統一し、知的財産権の刑事私訴案件に対する審判を強化する。

52. 健全な技術的事実査定体系を構築し、技術型の知的財産権案件の審判に専門的なサポートを提供する。
 53. 『中国国際輸入博覧会知的財産権司法保護意見』を打ち出す。
 54. 『上海市重点商標保護名簿』を制定し、知名度の高い外国に係る商標への保護を優先する。
 55. 輸出入の双方向における監督・管理を統一調整し、中国製造の海外でのブランドイメージを保護する「清風」行動を深化し、部門の法律執行・協力を強化し、厳格に越境による権利侵害・偽造商品の製造、販売に係る違法犯罪行為を取り締まる。
 56. 輸出に優位性を持つ企業の知的財産権を保護する「龍騰」特別行動を展開し、重点企業の範囲を拡大する。
- (11) 質の高い知的財産権の海外における権利保護サービス体系を改善する
57. 上海の国際貿易知的財産権海外権利保護拠点としての機能を強化し、知的財産権に係る国際貿易紛争による産業への影響評価と企業への対応サービスを展開し、外国投資企業が双方向の投資における政策リスクを防止・回避するために手助けをする。
 58. 国際経済・貿易分野において知的財産権の海外における権利保護人材の研修を継続的に展開し、合わせてサービスの範囲を長江デルタ地域まで拡大する。
 59. 国の主管部門に上海における商標の海外での権利保護弁公室の設立につき、権限を付与してもらうよう努める。
- (12) 開放的で率先的な知的財産権公共サービス・プラットフォームを構築する
60. 上海に設立された商標マドリッド国際登録窓口の機能を拡大し、受理の範囲を長江デルタと華東地域までカバーし、合わせてさらに全国範囲での商標マドリッド国際登録の審査を全面的に引き受けるよう努める。
 61. 『上海市特許補助金弁法』を改定し、質の高い特許および国際特許出願への支持に一段と注力する。
 62. 上海自貿試験区著作権サービスセンターを設立する。
 63. 国家知的財産権運営公共サービス・プラットフォームの国際運営（上海）試行プラットフォームに係る運営・取引、金融サービス、国際協力および海外における権利保護等のサービス機能を発揮する。
 64. さらに中国（浦東）知的財産権保護センターがサービスを提供する産業分野を拡大するよう努める。

4、より国際的な市場影響力を有する輸入促進の新たなプラットフォームを構築する

(13) 国際的で一流な基準に基づき全力で中国国際輸入博覧会を確実に開催する

65. 「6日+365日」ワンストップ取引促進サービス・プラットフォームを構築し、国外の商品とサービスが中国市場に進出するために多チャンネルで、マルチモードで、多様

化されたサービスを提供する。

66. 展示品を事前に届出て、担保の方式で展示品を通関させ、展示品の展示後に保税監督管理地域もしくは特殊監督管理区域に結転・搬入して照合消込することを許可する。
「6日+365日」展示・取引常態化制度の手配を模索・構築し、保税展示・販売の常態化運営を展開することを支持し、展示品の展示後に税関が批准した保税地域で年中展示・販売し、合わせて展示・販売企業が集中して税額納付等の手続を取り扱うことを許可する。
 67. 展示品の即売およびその場での成約に対し、中西部国際展示会の税收優遇政策を適用する。上海市に絶滅危惧種の動植物の輸入および再輸出に係る審査・批准の権限を付与する。
 68. 越境 EC に係る「保税ネットショッピング+オフラインにおける商品の自主引取」の新たなモデルの試行を展開するよう努める。車両展示品の展示後販売を支持し、合わせて展示・取引に対し利便化措置を与える。
- (14) 全国にサービスを提供する輸入貿易専門サービス・プラットフォームを構築する
69. 国家輸入貿易促進イノベーション示範区建設の推進を深化し、さらにダイヤモンド、宝石、酒、工作機械、化粧品、医療機器等の専門的な貿易プラットフォームの集約機能を発揮し、保税倉庫保管、貿易・物流、展示・販売、サプライチェーン・ファイナンス等の専門的なサービス機能を改善し、長江デルタをカバーし、全国にサービスを提供する輸入商品の集散地を構築する。
 70. 非特殊用途化粧品輸入届出制度改革の試行を上海全市に拡大し、化粧品の国際貿易プラットフォームを大いに発展させる。
 71. 上海宝玉石センターを中国（上海）宝玉石取引センターに格上げすることを推進し、国際ジュエリー貿易の通関に係る利便化関税政策を研究し、課税の基礎に影響しない場合において、取引センターを通じて輸入する宝石に対し輸入のプロセスにおける増徴税の税負担超過分の即時徴収・即時還付を実行するよう努める。
 72. 浦東国家級公共検査計測認証サービス・プラットフォームにおける輸入車サービスの専門項目の設立を推進する。
 73. 越境 EC のイノベーション・発展を奨励し、リスク・モニタリングおよび商品の遡及管理體系等の改善を通じ、さらに越境 EC の輸入に対する監督・管理モデルのイノベーションを推進する。
- (15) 効率が高く、便利な貨物およびサービス輸入の貿易環境を構築する
74. クロスボーダーサービス貿易に係るネガティブリスト管理モデルを模索する。
 75. クロスボーダー貿易管理のビッグデータ・プラットフォームの構築・設立を模索し、輸入貿易スマート通関の新たなモデルを実現する。
 76. 税関企業登録および電子税関アクセスの全プロセスにおけるペーパーレス化を推進する。

77. 上海の国際貿易「単一窓口」において、「通関+物流」の機能を追加し、港に到着してから貨物を引き取って発港するまでの全プロセスにおける可視化を実現する。
 78. 積出港税還付の範囲拡大政策の実行を加速し、条件に合致する長江の幹線港湾および沿海港湾を加え、積出港税還付の取扱手続を簡素化し、中継港を増やす。
 79. 全面的にコンテナ機器受渡証のペーパーレス化を実施し、船荷証券のペーパーレス化の実施を加速し、埠頭、港湾事務、船舶輸送企業等の港湾運営主体に係る作業のペーパーレス化および電子化の実現を推進する。全面的に曳航、検数および船舶代理市場を開放する。
 80. 条件を備える外資の研究・開発センターが研究・開発に用いるサンプル、設備、試剤等の輸入手続を簡素化する。条件を備えるバイオ医薬サービスのアウトソーシング企業が研究・開発に用いる薬品、医療機器サンプルの輸入に対し、通関の期限を15日まで短縮する。
 81. 中国合格評定国家認可委員会の上海サービス・プラットフォームを構築し、上海自貿試験区「一带一路」技術交流国際協力センターを建設する。
 82. 訪中医療滞在ビザ制度の構築を模索する。
 83. 税関特殊監督管理区の区域内において、航空機、船舶と海洋エンジニアリング構造物等の大型設備の輸入に従事するファイナンスリースに対し、実際のニーズに基づき、税関遠隔地委託監督・管理を実行し、税関、監督・管理、金融等の政策を施行するにあたり、実際に入区しているとみなす。
 84. 港外錨地における保税燃料油給油船舶の出入国手続を簡素化し、海事監督・管理モデルをイノベーションする。
- (16) 全面的に医薬品・医療機器輸入ターミナルの建設を推進する
85. 臨床において急を要し、国外で発売済みで、且つ我が国ではまだ登録批准済みの同種製品がない抗がん剤新薬に対し、上海市の指定医療機関において先行的に利用するよう努める。
 86. 臨床試験を展開しており、著しく生命を脅かす場合の治療に用い、且つ我が国ではまだ登録批准済みの同種製品がない医療機器に対し、上海における拡張的な利用を展開するよう努める。
 87. 医療機器登録人制度改革の試行を上海全市に拡大し、合わせて段階的に長江デルタ地域まで複製・普及し、実施する。
 88. 民間医療機関の乙類大型医療設備配置に対する審査・批准を撤廃し、届出制度を試行する。
 89. 上海の医薬品・医療機器検査計測機関における国家レベルの重点試験室建設の推進に注力し、検査計測結果に対し国際的に認可されることを実現する。
 90. 「一括して入国し、分割して通関」等の柔軟な入国管理モデルの推進を支持し、医薬品・医療機器の通関効率を向上させる。国内取引・国外貿易を一体化した国際医薬サ

プライチェーン・プラットフォームを構築する。

5、一流で法治化・国際化・利便化された商環境を構築する

(17) 全面的に外商投資ネガティブリスト管理制度を深化する

91. 最新版の外商投資ネガティブリストを着実に実行し、自貿試験区における改革と上海全市における改革との連動を強化し、各項目の改革試行任務につき条件を備えるものを浦東新区の範囲内で全面的に実施、もしくは上海全市で押し広め、試行する。
92. 上海市の事中と事後監督・管理の条件に基づき、さらに上海自貿試験区における対外開放のストレステストに注力する。

(18) 審査・批准サービス事項の「一网通办」を実現する

93. 上海市の行政事務に関する「一网通办」ポータルサイトを構築し、市民および企業向けのあらゆるオンライン・オフラインのサービス事項について、1つのサイトで受理し、1つの窓口で取扱い、1回の申請で完了することを推進する。
94. 年内に市レベルと区レベルにおける企業審査・批准事項の90%以上が1つの窓口で取扱い、1回の申請で完了することを実現する。
95. 電子経営許可証・営業ライセンスのデータベースを基本的に建設する。政府部門の各種審査・批准情報の共有・共用を基本的に実現する。

(19) 「証照分離」改革の完全網羅に係る推進を深化する

96. 「照後減証」の推進を深化し、全面的に参入管理を最適化する基礎のうえ、地方権限に属する36項目の審査・批准事項に対しさらに改革を深化し、「証照分離」改革の完全網羅を実現する。
97. 『上海市行政事務審査・批准告知承諾管理弁法』の実施を推進し、さらに広い範囲において、「事前承諾+事後検査」を主とする審査・批准管理の新方式を実施する。

(20) 継続的に商環境の改革を深化する

98. 2018年に上海市商環境改革年の関連行動を組織・実施し、投資環境が最も便利で、政府サービスの効率が最も高く、サービス管理が最も規範化され、法環境が最も整備されている状況の構築を中核とし、集中して実務的で効果のある改革措置を打ち出し、改革・イノベーションのプロジェクトおよび内資・外資の優秀企業家を表彰する。姉妹都市の商環境改革に関する有益な経験・やり方を参考にし、行政事務の審査・批准およびサービスの透明性、利便性の向上に注力し、大幅に企業と市民の商環境改革に対する満足感を引き上げる。
99. 国際的に商環境が優れている経済主体をベンチマークに、世界銀行ビジネス環境報告書の重点指標において一連の専門行動を実施し、企業設立、工事許可の取得、電力の取得、クロスボーダー貿易、財産登記等の分野について、企業の取扱平均時間を半分に短縮させ、手続のプロセスを平均40%減少させる。
100. 積極的に国の商環境改革試行措置を上海市で先行的に試行するよう努める。

(中国語原文)

《上海市贯彻落实国家进一步扩大开放重大举措加快建立开放型经济新体制行动方案》 政策要点

一、 以更大力度开放合作提升上海国际金融中心能级

(一) 大幅放宽银行业外资市场准入

1. 取消在沪银行和金融资产管理公司外资持股比例限制，支持外国银行在沪同时设立分行和子行，支持外商独资银行、中外合资银行、外国银行分行在提交开业申请时一并申请人民币业务。
2. 支持商业银行在沪发起设立不设外资持股比例上限的金融资产投资公司和理财公司。
3. 支持在沪外商独资银行、中外合资银行、外国银行分行开展代理发行、代理兑付、承销政府债券（含外国政府在中国境内发行的债券）业务。
4. 支持设立多家分行的外国银行将管理行获准开展的人民币业务、衍生产品交易业务拓展至其他分行；支持外国银行向中国境内分行拨付的营运资金合并计算。
5. 鼓励在沪信托、金融租赁、汽车金融、货币经纪、消费金融等银行业金融领域引入外资。

(二) 放宽证券业外资股比及业务范围限制

6. 支持外资在沪设立证券公司、基金公司、期货公司，将外资持股比例上限放宽至 51%，不再要求合资证券公司境内股东至少有一家证券公司。
7. 争取加快取消证券机构外资持股比例限制。
8. 扩大合资券商业务范围，允许其从事经纪、咨询等业务。

(三) 进一步扩大保险业对外开放

9. 放开外资保险经纪公司经营范围，允许开展为投保人拟定投保方案、选择保险人、办理投保手续，协助被保险人或者受益人进行索赔，再保险经纪业务，为委托人提供防灾、防损或风险评估、风险管理咨询服务等业务。
10. 支持外资来沪经营保险代理和公估业务，不设股比限制。
11. 降低外资保险公司设立的限制条件，取消外资保险公司设立需开设两年代表处的要求。
12. 支持外资设立合资人身险公司，将外资持股比例上限放宽至 51%。
13. 争取 3 年内，取消人身险公司外资持股比例限制。
14. 以区域性再保险中心、国际航运保险中心、保险资金运用中心建设为抓手，加快上海国际保险中心建设。
15. 以“一带一路”再保险业务为重点，支持上海保险交易所加快发展。
16. 发展离岸保险业务。

(四) 推进更高层次的金融市场开放

17. 支持上海证券交易所和相关交易所在上海设立上海国际交易所交流合作中心和“一带一路”交易所联合会，服务“一带一路”建设；研究推进国际金融资产交易平台建设。
18. 支持境外企业和投资者参与上海证券市场，修改完善发行上市等规则，让更多创新企业

在上海证券市场发行上市。

19. 扩大沪港通每日额度；争取在 2018 年内开通“沪伦通”。
20. 放开银行卡清算机构和非银行支付机构市场准入限制，放宽外资金融服务公司开展信用评级服务的限制。
21. 进一步丰富银行间外汇市场的境外参与主体，增加银行间债券市场国际投资者数量，扩大熊猫债规模。
22. 丰富市场化的产品设计，完善托管、交易、清算、结算服务，用一流的基础设施吸引各类政府债、企业债在上海金融市场发行、交易。
23. 支持在沪外资银行参与银行间债券市场承销业务，通过市场评价方式取得 B 类主承销商资格；推动中国外汇交易中心发展成为全球人民币产品交易主平台和定价中心。
24. 扩大合格境内有限合伙人（QDLP）试点，支持外资机构参与。
25. 加快上海国际能源交易中心发展，推出更多的交易品种，支持更多的境外投资者、中介机构等参与上海期货市场交易，争取在上海自贸试验区允许境外机构成为期货交易所会员。
26. 支持大宗商品现货市场开展提单交易、预售交易和信用证结算等试点，研究推进期现联动发展。

(五) 拓展自由贸易账户功能和使用范围

27. 将自由贸易账户复制推广至上海市有条件、有需求的企业及长三角和长江经济带的自贸试验区。
28. 在风险可控前提下，为保险机构利用自由贸易账户开展跨境再保险与资金运用等业务提供更大便利。
29. 对通过自由贸易账户向境外贷款先行先试，试点采用与国际市场贷款规则一致的管理要求。
30. 支持境外投资者通过自由贸易账户等从事金融市场交易活动。

(六) 加强国际金融中心精准宣传推介

31. 举办好陆家嘴论坛，打造金融领域国际知名的高端对话平台；加强政策宣传，做好精准营销，主动上门服务，吸引外资来沪，做好保障服务。
32. 加强上海与伦敦、纽约、香港、新加坡等国际金融中心城市及“一带一路”沿线国家和地区主要金融中心城市的交流，深化沪港、沪澳、沪台等金融合作。

二、 构筑更加开放的现代服务业和先进制造业产业体系

(七) 进一步放宽服务业市场准入

33. 放宽外商设立投资性公司条件，将设立申请前一年外国投资者资产总额降为不低于两亿美元，外国投资者在中国境内已设立外商投资企业数量降低为五个及以上。
34. 进一步放宽外商投资经营性职业技能培训机构等的准入限制。
35. 将上海自贸试验区原范围内开放的增值电信业务在扩区范围适用，并争取进一步扩大实

施范围；积极推动建立畅通的国际通信设施，争取将上海打造成为亚太重要信息枢纽；探索推进大数据资源交易。

36. 取消外商投资建设工程设计企业外籍技术人员的比例要求；对没有执业资格准入要求的业务，允许符合条件的外籍人员在本市执业提供工程咨询服务。
37. 扩大内地与港澳合伙型联营律师事务所设立范围。
38. 进一步放宽或取消外商投资人才中介机构、认证机构的投资方条件限制。
39. 放开国际船舶运输、船舶管理企业外资股比限制。
40. 支持外商独资企业从事国际海运货物装卸、集装箱站场和堆场业务。

(八) 加快实施汽车、飞机、船舶产业对外开放

41. 鼓励外资投资先进制造业，争取外资新能源汽车项目落地。
42. 以嘉定、临港等汽车产业集聚区为依托，吸引世界知名外资汽车企业建设研发中心及高端整车项目，支持高性能电机、电池、电控等核心部件配套项目落地。
43. 按照国家部署加快取消汽车制造行业外资股比及整车厂合资数量等的限制。
44. 支持航空产业对外合作开放，吸引航空发动机总装、机载系统和关键零部件外资项目落地，支持外资来沪发展飞机整机维修和部附件维修业务，加强人才、技术、管理合作交流。
45. 取消飞机行业外资限制，包括干线飞机、支线飞机、通用飞机、直升机、无人机、浮空器等；取消船舶设计、制造、修理等环节外资限制。
46. 支持外资发展豪华邮轮等高端船舶制造、船舶设计研发等产业链高端环节，支持外资高端船舶装备、关键零部件项目落地。

(九) 创新发展高端绿色进口再制造和全球维修业务

47. 积极争取建设国家进口高端装备再制造产业示范园区，完善管理模式，提升参与国际循环经济发展的能级。
48. 扩大企业自产设备维修、再制造服务，加快建立出口产品售后服务体系。
49. 在海关特殊监管区域内开展保税维修业务的基础上，进一步支持有条件的海关特殊监管区外企业开展高附加值、高技术含量、无污染产品的保税维修业务，实施以企业集团为单元的保税维修监管新模式。

三、 建设开放共享、内外联动的高标准知识产权保护高地

(十) 加强司法保护为主导、行政保护协同的知识产权保护机制

50. 严格知识产权司法保护，依法适用侵犯知识产权惩罚性赔偿法律规定。
51. 推进知识产权民事、行政、刑事“三合一”审判机制改革，统一犯罪认定标准，加强知识产权刑事自诉案件审判。
52. 建立健全技术事实查明体系，为技术类知识产权案件审判提供专业支持。
53. 出台《中国国际进口博览会知识产权司法保护意见》。
54. 制定《上海市重点商标保护名录》，突出涉外高知名度商标保护。

55. 统筹进出口双向监管，深化中国制造海外形象维护“清风”行动，加强部门执法协作，严厉打击跨境制售侵权假冒商品违法犯罪行为。

56. 开展出口优势企业知识产权保护“龙腾”专项行动，扩大重点企业范围。

(十一) 完善高质量的知识产权海外维权服务体系

57. 强化上海国际贸易知识产权海外维权基地功能，开展涉知识产权国际贸易纠纷产业影响评估和企业应对服务，帮助海外投资企业防范双向投资中的政策风险。

58. 持续开展国际经贸领域知识产权海外维权人才培养，并将服务范围扩展到长三角地区。

59. 争取国家主管部门授权在上海设立商标海外维权保护办公室。

(十二) 构筑开放引领的知识产权公共服务平台

60. 拓宽在上海设立的商标马德里国际注册窗口的功能，争取受理范围向长三角和华东地区辐射，并进一步全面承担全国商标马德里国际注册审查。

61. 修订《上海市专利资助办法》，加大对高质量专利和国际专利申请的支持力度。

62. 建成上海自贸试验区版权服务中心。

63. 发挥国家知识产权运营公共服务平台国际运营（上海）试点平台的运营交易、金融服务、国际合作和海外维权等服务功能。

64. 争取进一步拓展中国（浦东）知识产权保护中心服务的产业领域。

四、 打造更具国际市场影响力的进口促进新平台

(十三) 按照国际一流标准全力办好中国国际进口博览会

65. 建设“6天+365天”一站式交易促进服务平台，为国外商品和服务进入中国市场提供多渠道、多模式、多元化的服务。

66. 允许展会展品提前备案，以担保方式放行展品，展品展后结转进入保税监管场所或特殊监管区域予以核销；探索建立“6天+365天”展示交易的常态化制度安排，支持开展保税展示展销常态化运行，允许展品展后在海关批准的保税场所常年展示展销，并由展销企业集中办理缴纳税款等手续。

67. 对展品展中销售和现场成交，适用中西部国际展会的税收优惠政策；赋予上海濒危动植物进口和再出口审批权。

68. 争取开展跨境电商“网购保税+线下自提”新模式试点；支持车辆展品留购并给予展示交易便利措施。

(十四) 打造服务全国的进口贸易专业服务平台

69. 深化推进国家进口贸易促进创新示范区建设，进一步发挥钻石、宝玉石、酒类、机床、化妆品、医疗器械等专业贸易平台的集聚功能，完善保税仓储、贸易物流、展示销售、供应链金融等专业化服务功能，打造辐射长三角、服务全国的进口商品集散地。

70. 将进口非特殊用途化妆品备案制改革试点扩大至全市，做大化妆品国际贸易平台。

71. 推动上海宝玉石中心升级为中国（上海）宝玉石交易中心，研究争取国际珠宝贸易通关便利关税政策，在不影响税基的情况下，通过交易中心进口的宝玉石实行进口环节增值

税超税负即征即退。

72. 推动浦东国家级公共检验检测认证服务平台设立进口汽车服务专项。
73. 鼓励跨境电商创新发展，通过完善风险监测和商品追溯体系等，进一步推进跨境电商进口监管模式创新。

(十五) 营造高效便捷的货物和服务进口贸易环境

74. 探索跨境服务贸易负面清单管理模式。
75. 探索构建跨境贸易管理大数据平台，实现进口贸易智慧通关新模式。
76. 推行海关企业注册及电子口岸入网全程无纸化。
77. 在上海国际贸易“单一窗口”，增加“通关+物流”功能，实现从抵港到提离的全程可视化。
78. 加快落实启运港退税扩围政策，纳入符合条件的长江干线港口和沿海港口，简化启运港退税办理手续，增加经停港。
79. 全面实施集装箱设备交接单无纸化，加快实施海运提货单无纸化，推动实现码头、港务、航运企业等口岸营运主体作业无纸化和电子化；全面开放拖轮、理货和船代市场。
80. 简化具备条件的外资研发中心研发用样本样品、设备、试剂等进口手续；对具备条件的生物医药服务外包企业研发用药物、医疗器械样品进口，通关时限缩短至 15 日。
81. 建立中国合格评定国家认可委员会上海服务平台，建设上海自贸试验区“一带一路”技术交流国际合作中心。
82. 探索建立来华就医签证制度。
83. 争取对在海关特殊监管区域内从事进口飞机、船舶和海洋工程结构物等大型设备的融资租赁，根据实际需要，实行海关异地委托监管，在税收、监管、金融等政策执行中，视同实际入区。
84. 简化外锚地保税燃料油加注船舶入出境手续，创新海事监管模式。

(十六) 全面推进药品医疗器械进口枢纽口岸建设

85. 争取对临床急需境外已上市且在我国尚无同品种产品获准注册的抗肿瘤新药，在上海先行定点使用。
86. 对正在开展临床试验的、用于治疗严重危及生命且在我国尚无同品种产品获准注册的医疗器械，争取在上海开展拓展性使用。
87. 将医疗器械注册人制度改革试点推广到全市，并逐步复制推广至长三角地区实施。
88. 取消社会办医疗机构乙类大型医疗设备设置审批，试行备案制。
89. 着力推进上海药品医疗器械检验检测机构国家层面重点实验室建设，实现检测结果国际认可。
90. 支持推广“一次进境、分批清关”等柔性入境管理模式，提高药品医疗器械通关效率；筹建内外贸一体的国际医药供应链平台。

五、 创造一流的法治化、国际化、便利化营商环境

(十七) 全面深化外商投资负面清单管理制度

91. 落实新版外商投资负面清单，强化自贸试验区改革同全市改革的联动，各项改革试点任务具备条件的在浦东新区范围内全面实施，或在全市推广试验。
92. 根据上海事中事后监管条件，进一步加大上海自贸试验区对外开放压力测试。

(十八) 实现审批服务事项“一网通办”

93. 建成上海政务“一网通办”总门户，推进面向群众和企业的所有线上线下服务事项一网受理、只跑一次、一次办成。
94. 年内实现市区两级企业审批事项 90%以上只跑一次、一次办成。
95. 基本建成电子证照库；基本实现政府部门各类审批信息共享共用。

(十九) 深入推进“证照分离”改革全覆盖

96. 深入推进“照后减证”，在全面优化准入管理的基础上，对属于地方事权的 36 项审批事项进一步深化改革，实现“证照分离”改革全覆盖。
97. 推进实施《上海市行政审批告知承诺管理办法》，在更大范围内，实施“事前承诺+事后检查”为主的审批管理新方式。

(二十) 持续深化营商环境改革

98. 2018 年组织实施上海营商环境改革年系列行动，以打造投资环境最便利、政府服务效率最高、服务管理最规范、法治环境最完善为核心，集中推出一批务实管用的改革举措，表彰一批改革创新项目和内外资优秀企业家。借鉴兄弟省市营商环境改革有益经验做法，着力提高行政审批和服务的透明度和便利度，大幅提升企业和群众对营商环境改革获得感。
99. 对标国际营商环境表现领先的经济体，在世界银行营商环境报告的重点指标实施系列专项行动，使开办企业、获得施工许可、获得电力、跨境贸易、财产登记等领域，企业平均办事时间缩短一半，手续环节平均减少 40%。
100. 主动争取国家营商环境改革试点举措在上海先行先试。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。